

衣浦港港湾脱炭素化推進協議会 設置要綱

(目的)

第1条 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の3の規定に基づき、衣浦港において、次世代エネルギーの受入環境整備や、港湾機能の高度化等を通じて脱炭素化を目指す「カーボンニュートラルポート」の形成に向け、関係者の連携のもと、具体的な取組を推進していくことを目的として、衣浦港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、以下に掲げる事項を協議する。

- (1) 衣浦港における法第50条の2に規定する「港湾脱炭素化推進計画」（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する事項
- (2) 計画に基づき実施する事業等に関する事項
- (3) 計画の進捗状況の確認や達成状況の評価等に関する事項
- (4) その他、衣浦港の脱炭素化推進に関して必要な事項

(構成員)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 構成員の追加等は、事務局が決定する。
- 3 事務局は、必要に応じて、構成員以外の者に対して、協議会の会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(座長)

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は協議会を代表し、議事を総理する。
- 3 座長は構成員のうちから事務局が推薦し、構成員の承認によってこれを定める。
- 4 座長に事故があるときは、構成員のうちから事務局が指名するものが、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は事務局が招集し、構成員にあらかじめ協議を行う事項を通知する。

- 2 前項の規定による通知を受けた構成員は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じなければならない。
- 3 会議は、構成員の総数の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議事は、出席した構成員の総数の過半数で決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。

5 会議において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(会議の取扱い)

第6条 協議会の会議の取扱いは、以下によるものとする。

(1) 会議は、構成員の企業情報を取り扱う観点から、原則として非公開とする。

(2) 議事次第は、会議終了後に公開する。

(3) 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が調整の上、行う。

(4) 会議の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第7条 協議会の構成員は、協議会で知り得た情報を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第8条 事務局は、愛知県都市・交通局港湾課及び愛知県衣浦港務所に置き、協議会の庶務を行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項については、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、令和4年11月17日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

令和5年7月24日までの衣浦港カーボンニュートラルポート形成協議会は、衣浦港湾脱炭素化推進協議会と称し引き継ぐものとする。

衣浦港港湾脱炭素化推進協議会 構成員

[敬称略・順不同]

分類	所属等
関係団体・企業等	名古屋工業大学大学院 教授 秀島 栄三
	衣浦港運協会
	衣浦港船舶代理店会
	衣浦港振興会
	川崎汽船株式会社
	株式会社 JERA
	株式会社商船三井
	中部電力株式会社
	東邦ガス株式会社
	トヨタ自動車株式会社
関係行政機関	日本郵船株式会社
	経済産業省 中部経済産業局 資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進室
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部
	国土交通省 中部地方整備局 三河港湾事務所
	愛知県 経済産業局 産業部 産業科学技術課
	半田市
	碧南市
	刈谷市
	西尾市
	高浜市
港湾管理者	東浦町
	美浜町
港湾管理者	武豊町
	愛知県 都市・交通局 港湾課
	愛知県 衣浦港務所